中小企業事業者の皆さまへ

令和８年度（２０２６年度）版

「令和８年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。→

補助金申請受付期間 令和８年５月20日(水)～10月31日(土)
ただし、専門家総合対策コースの第１段階の申請期限は８月31日（月）
【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は５ページの【参考】を参照)。

- **１年以上事業を実施していること**
- 役員を除き、自社の労災保険適用の**高年齢労働者**（**60歳以上**）が常時１名以上就労していること

Ⅰ 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）
以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第１段階
A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

【補助対象】
労働安全衛生に係る外部専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費
補助率：４／５
上限額：100万円
(B、Cの間接補助金額を含む)
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第２段階の申請から行うことも可能です（その場合は第１段階の申請は不要です）。

第１段階の申請期間は、令和８年８月31日までとなっております。
ご注意ください。

第２段階
B.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費　（対象の高年齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る業務に就いていること。）
補助率：１／２
上限額：100万円（A、Cの間接補助金額を含む。）
（消費税を除く）

第２段階
C.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。）
補助率：１／２
上限額：100万円（A、Bの間接補助金額を含む）
（消費税を除く）

Ⅱ　熱中症対策コース　【補助率：１／２　上限額１００万円（消費税を除く）】

【補助対象】
暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

Ⅲ　コラボヘルスコース　【補助率：３／４　上限額　３０万円（消費税を除く）】

【補助対象】
コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（保険者への健康診断結果のデータ提供を含む）に要する経費

専門家総合対策（職場環境改善・運動指導等）コースの補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■専門家が実施します。 ■は事務センターが実施します。

第１段階 ／ 第２段階 ／ 精算関係

【リスクアセスメントを自社で実施する場合】

① 事業者において、自社の安全衛生担当者等によりリスクアセスメントを実施し、❼の交付申請書提出へ

【リスクアセスメントを外部専門家に依頼する場合】

約１カ月

① 事業者が交付申請書類を提出（リスクアセスメント実施計画や経費の見積等を添付）

② 審査

③ 交付決定

必ず③の後に開始

④ 事業者が業者に発注（リスクアセスメント関係）

⑤ 専門家がリスクアセスメントを実施・完了

⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果書を事業者に発行

約２カ月

❼ 事業者が交付申請書類を提出（⑥のリスクアセスメント結果をもとに、労働災害防止対策の実施計画や見積等を添付）

❽ 審査

❾ 交付決定

必ず❾の後に開始

❿ 事業者が業者に発注（労働災害防止対策関係）

⓫ 補助対象の取組（機器等の導入・工事の施工、運動指導等）の実施、完了

⓬ 事業者が支払請求書類を提出

⓭ 補助金確定

⓮ 補助金支払

労働災害防止対策関係を実施しない

労働災害防止対策関係が不交付決定

「リスクアセスメント関係」のみの精算を行ってください

※ 安全衛生の専門家にリスクアセスメントを依頼する場合は、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続があります）。

※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⓬ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者に発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「❽ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

熱中症対策コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■は事務センターが実施します。

約２カ月

① 事業者が交付申請書類を提出

② 審査

③ 交付決定

必ず③の後に開始

④ 事業者が業者に発注

⑤ 補助対象の取組（熱中症対策、コラボヘルス）の実施、完了

⑥ 事業者が支払請求書類を提出

⑦ 補助金確定

⑧ 補助金支払

※共通の注意事項※

・この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。

・また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

Ⅰ 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）　【 対象：60歳以上の労働者】

■ **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家等による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）及び専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します。

第1段階（労働安全衛生の専門家によりリスクアセスメントを実施する場合）

※ **労働安全衛生の専門家とは**・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士

A．労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費を補助します。

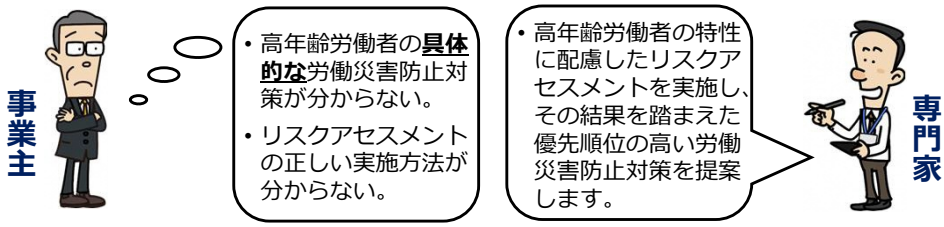

リスクアセスメントの様式はHPに掲載しております。

HPの参考資料をご参照ください→

外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者等（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等。事業主が兼任可能）によるリスクアセスメントを実施して、その結果を踏まえて、以下の第2段階の申請を行うことも可能です。この場合は、第１段階の申請はできませんので、第２段階から申請してください。

第2段階（職場環境改善の取組）

B．リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

●具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります●

（ア）　転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
  （水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から２m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう　検索

（URL https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf　）

転倒防止対策リーフレット

階段への手すりの設置

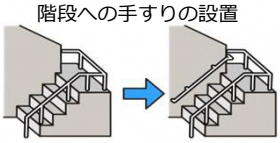

従業員通路への凍結防止装置の導入

水場における防滑性能の高い床材等の導入

（イ）　重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

重量物搬送機器の導入

アシストスーツの導入

移乗介助サポート機器の導入

（ウ）　その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
★機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

第2段階（運動指導等の取組）

C．リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費

補助対象となる取組

① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける

② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する

③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ **専門家とは**・・・理学療法士、健康運動指導士等

※注意事項※

- **転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。**また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- **補助対象となる取組について**、**左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。**
- ①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を１回実施後、②を３回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ①～③の実施について、安全性を確保するため、**専門家との対面による実施に限ります**（**オンラインによる実施は補助対象外です。**）。
- 物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- 支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、**実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきます**ので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご留意ください。
- 運動指導（転倒防止）申請にあたり、必須となる転倒等評価セルフチェック票はエイジフレンドリー補助金HP→に掲載しています。（参考資料をご参照ください）

■ 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

C.労働安全衛生の専門家による安全衛生教育の取組

■ 労働安全衛生の専門家を活用し、高年齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の受講に当たって必要な経費を補助します。

※ **労働安全衛生の専門家とは**・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士　等

Ⅱ熱中症対策コース　【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

◆ **屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入**

◆ **屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入**

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

・体温を下げるための機能のある服や装備

・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー

（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が５年以上のものに限る　等）

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

・アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー

（アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ **熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウエアラブルデバイス）による健康管理システムの導入**

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

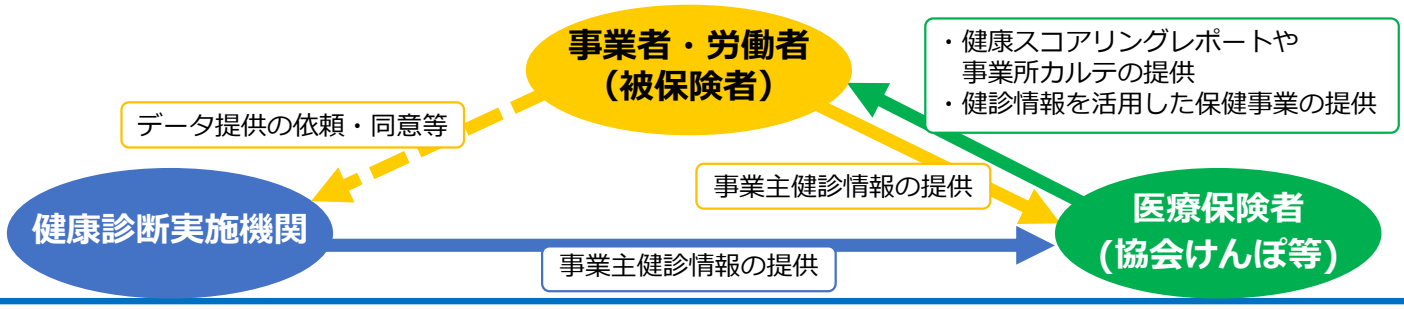

申請に当たって必要な資料

①：**医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し**

※１：申請企業・法人名の記載があるもの

※２：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、**健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書**などを提出いただく必要があります。詳細はＨＰをご確認ください。

②：**取組内容がわかる資料**

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はＨＰをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※　メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※　腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期経費のみ ・ＰＣの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業　種		常時使用する労働者数 ※１	資本金又は出資の総額 ※１
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	５０人以下	５,０００万円以下
サービス業	医療・福祉（※２）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	１００人以下	５,０００万円以下
卸売業	卸売業	１００人以下	１億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	３００人以下	３億円以下

※１　常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※２　医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書受付期限　令和８年10月31日(当日消印有効)
※専門家総合対策コースの第１段階の申請期限は８月31日

支払請求書受付期限　令和９年１月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ　https://www.jashcon-age.or.jp）

関係書類送付先	申請書類は郵送またはJグランツで申請ください（メールでの申請はできません） **（郵送の場合）〒１０５－００１４ 東京都港区芝１－４－１０ トイヤビル５階** **エイジフレンドリー補助金事務センター** **（Jグランツの場合）https://www.jgrants-portal.go.jp/** 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください。

お問合せ先	**申請担当**	**支払担当**
	電　話：０３（６３８１）７５０７ ＦＡＸ：０３（６８０９）４０８６	電　話：０３（６８０９）４０８５ ＦＡＸ：０３（６８０９）４０８６

受付時間	平日１０：００～１２：００/１３：００～１５：００ （土日祝休み、平日１２：００～１３：００は電話に出ることができません） ＜８月１０日～８月１４日（夏季休暇）、１２月２９日～１月３日（年末年始）を除く＞

参考：高年齢者の労働災害防止のための指針　ポイント
(令和８年４月１日から適用)

１.安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて２以降の対策を実施します。

２.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います　(ハード面の対策)

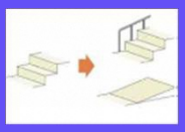

- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います
(ソフト面の対策)

３.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)

４.高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の観点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。

５.安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

参考：職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト